

## FUKUOKA IS OPEN推進事業ロゴマーク使用要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、FUKUOKA IS OPEN推進事業ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に際して、必要な事項を定めるものとする。

### (デザイン)

第2条 ロゴマークは、FUKUOKA IS OPEN推進事業ロゴマーク使用ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に定めたとおりとする。

### (定義)

第3条 この要領において、「FUKUOKA IS OPEN」とは、福岡県が行う事業における、福岡県が古くからアジア、そして世界との窓口として、文化や産業が発展してきた土地であり、福岡県が開かれていることを発信し、世界から選ばれる福岡県を目指すという考え方をいう。

### (ロゴマークに関する権利)

第4条 ロゴマークに関する著作権等一切の権利は、FUKUOKA IS OPEN推進事業実行委員会（以下、「実行委員会」という。）に帰属する。

### (使用の対象者)

第5条 ロゴマークを使用できる者は、次の各号に定める者（以下「使用者」という。）とする。

- (1) 福岡県
- (2) 登録事業者（以下「登録事業者」という。）
- (3) その他、「FUKUOKA IS OPEN」の周知・普及のために委員長がロゴマークの使用を認めた者

### (ロゴマークの使用目的)

第6条 開かれた福岡県を象徴するロゴマークをFUKUOKA IS OPENに関係する様々な場面、媒体等で活用することで、FUKUOKA IS OPENの認知度を高め、気運の醸成を図ることを目的とする。

### (使用の範囲)

第7条 ロゴマークは、次の各号のいずれかの目的のために使用することができる。

- (1) 「FUKUOKA IS OPEN」に関する活動の広報

(2) 「FUKUOKA IS OPEN推進事業」の周知・普及

2 ロゴマークは、次の各号のいずれかに該当する場合は使用することができない。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものに使用する場合
- (2) 特定の政治、思想、宗教等の活動に使用する場合
- (3) 特定の商品やサービスの販売等、営利目的で使用する場合
- (4) 第三者に賃貸、販売、譲渡する目的で使用する場合
- (5) 福岡県のイメージや品位をおとしめるおそれのあること等に使用する場合
- (6) その他、委員長が適当でないと認める場合

(使用料)

第8条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用承認申請等)

第9条 ロゴマークを使用しようとする場合は、第5条第1号に該当する者を除き、あらかじめFUKUOKA IS OPEN推進事業ロゴマーク使用申請書（様式第1号）を委員長に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、別紙に掲げるロゴマークの図柄を変更、改変することなく使用する場合はこの限りでない。

- (1) 福岡県内の地方公共団体及び県の外郭団体が使用する場合
- (2) 報道機関が報道の目的で使用する場合

2 前項の規定により申請できるロゴマークの使用期間は申請の日から1年以内とする。

3 委員長は、第1項の規定による申請があった場合において、その申請者又はその申請内容が次の各号いずれかに該当すると認められるときは、ロゴマークの使用を承認しないものとする。

- (1) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）に定める暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当する場合
- (2) 県税等租税公課の滞納がある者に該当する場合
- (3) 公序良俗に反する行為及び法令違反を行っている者に該当する場合
- (4) 申請内容が第7条に定める使用の範囲を逸脱していると判断される場合
- (4) その他、委員長が適当でないと認める場合

4 委員長は、第1項の規定による申請があった場合において、ロゴマークの使用を承認するときは、FUKUOKA IS OPEN推進事業ロゴマーク使用（変更）承認通知書（様式第2号）により通知する。

5 委員長は、前項の承認にあたり、条件を付することができる。

(遵守事項)

第10条 使用者は、ロゴマークの使用にあたり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) デザイン等を変更することがないよう、ガイドラインに従って、ロゴマークを使用すること。
- (2) ロゴマークを用いて、意匠法に基づく意匠の登録、商標法に基づく商標の登録及びその他の知的財産に関する権利の設定又は登録をしないこと。
- (3) 第9条第4項の規定により承認を受けた者は、承認された使用期間内で、承認された目的及び用途のみに使用し、委員長が付した条件に従うこと。

(使用の中止及び承認の取消)

第11条 委員長は、ロゴマークの使用にあたり、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該使用者に対し、必要な改善を求め、又はロゴマークの使用の中止を命じることができる。

- (1) 使用者が、第7条に定める使用の範囲を逸脱して使用した場合
  - (2) 使用者が、第10条に定める遵守事項に従わない場合
- 2 委員長は、前項の規定により中止を命じる場合は、FUKUOKA IS OPEN推進事業ロゴマーク使用中止命令・承認取消通知書（様式第3号）により通知する。
  - 3 委員長は、第9条第4項の規定により承認を受けた者に対し、前項に規定する中止命令を通知する場合は、あわせて当該承認の取消を行うものとする。
  - 4 使用者は、第2項の規定により通知を受けたときは、ロゴマークの使用を速やかに止めなければならない。

(承認内容の変更の申請)

第12条 第9条第4項の規定により承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、FUKUOKA IS OPEN推進事業ロゴマーク使用承認変更申請書（様式第4号）を委員長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 委員長は、前項の規定による申請があった場合において、その申請内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ロゴマークの使用を承認しないものとする。
  - (1) 申請内容が第7条に定める使用の範囲を逸脱していると判断される場合
  - (2) その他、委員長が適当でないと認める場合
- 3 委員長は、第1項の規定による申請があった場合において、変更を承認するときは、FUKUOKA IS OPEN推進事業ロゴマーク使用（変更）承認通知書（様式第2号）により通知する。
- 4 委員長は、前項の承認にあたり、条件を付すことができる。
- 5 第10条及び第11条の規定は、第3項の規定により承認を受けた者について準用する。この場合において、第10条及び第11条第3項中「第9条第4項」

とあるのは、「第12条第3項」と読み替えるものとする。

(使用の報告)

第13条 第9条第4項又は第12条第3項の規定により承認を受けた者は、ロゴマークの使用期間終了後速やかに、ロゴマークの使用状況について、FUKUOKA IS OPEN推進事業ロゴマーク使用状況報告書（様式第5号）により、委員長に報告しなければならない。

2 委員長は、第5条第1項及び第9条第1項のいずれかに該当する者に対して、必要に応じ、ロゴマークの使用状況について、FUKUOKA IS OPEN推進事業ロゴマーク使用状況報告書（様式第5号）による報告を求めることができる。

(使用者の責任)

第14条 使用者がロゴマークの使用により福岡県及び実行委員会に損害を与えた場合、委員長はその賠償を請求することができる。

2 ロゴマークの使用に起因する事故、苦情又は第三者との紛争が生じた場合、使用者はその旨を速やかに委員長に報告するとともに、自己の責任と負担において対応するものとし、福岡県及び実行委員会は損害賠償、損失補填、その他法律上の一切の責任を負わない。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和6年5月15日から施行する。